

## 7 日米共同の取組

新ガイドラインでは、二国間協力の実効性をさらに向上させるため、安全保障および防衛協力の基盤として、次の分野を発展させおよび強化することとしている。

- (1) 防衛装備・技術協力
- (2) 情報協力・情報保全
- (3) 教育・研究交流

## 8 見直しのための手順

ガイドラインが変化する場合に照らして適切なものであるか否かを定期的に評価し、必要と認められる場合には、両政府は、適時かつ適切な形でこのガイドラインを更新する。これは、97ガイドラインの考えを維持しつつ、定期的な評価の実施を新たに盛り込んだものである。

# 第3節 同盟強化の基盤となる取組

## 1 同盟強化の経緯

日米両国は、60（昭和35）年の日米安保条約締結以来、民主主義の理想、人権の尊重、法の支配、そして共通の利益を基礎とした強固な同盟関係を築いてきた。日米安保体制は、冷戦期において、自由主義陣営としてのわが国の安全の確保とともに、地域の平和と安定に寄与した。

冷戦終結後、96（平成8）年には、日米両国首脳により冷戦後のアジア太平洋地域の情勢を踏まえて、日米同盟の重要性を再確認した「日米安全保障共同宣言」が発表され、同宣言を受けて同年末にSACO最終報告が取りまとめられるとともに、同宣言で示された協力関係前進の一環として、翌97（同9）年の「2+2」会合では、前述の97ガイドラインが了承された。

その後、01（同13）年の9.11テロや大量破壊兵器の拡散など安全保障環境のさらなる変化を踏まえ、日米両国は、02（同14）年12月の「2+2」会合以降、日米同盟の能力を、時代の変化に合わせていかに実効的なものに向上させていくかという観点から、両国間の安全保障に関する戦略的な対話の一環として、事務レベルを含めて協議を行った。こうした日米協議を積み重ねた結果、05（同17）年2月に、アジア太平洋地域の平和と安定の強化を含む日米両国間の共通戦略目標を確認（第1段階）し、同年10月に、共通戦略目標を達成するための日米の役割・任務・能力の検討結果などを発表（第2段階）するとともに、06（同18）年5月に在日米軍再編の具体的な施策を実施する計画「再編の実施のための日米

ロードマップ」（ロードマップ）を取りまとめ、これら三つの段階を経て日米同盟の方向性を整理した。

**参照** 資料19（再編の実施のための日米ロードマップ（仮訳））

また、その後も日米両国は、07（同19）年5月の「2+2」会合において、共通の戦略目標を再確認・更新するとともに、09（同21）年2月には、ロードマップに基づき、在沖米海兵隊のグアム移転にかかる協定（グアム協定）に署名し、同年5月に発効した。

また、11（同23）年6月の共同発表では、航行の自由の原則の確保を含む海洋における安全保障の維持、宇宙およびサイバー空間の保護ならびにそれらへのアクセスに関する日米の協力の維持など、従来の「2+2」共同発表において定めた共通の戦略目標の見直しおよび再確認を行うとともに、安全保障・防衛協力の強化について、共同の情報収集・警戒監視・偵察活動の拡大をはじめとする幅広い内容を盛り込んだ。

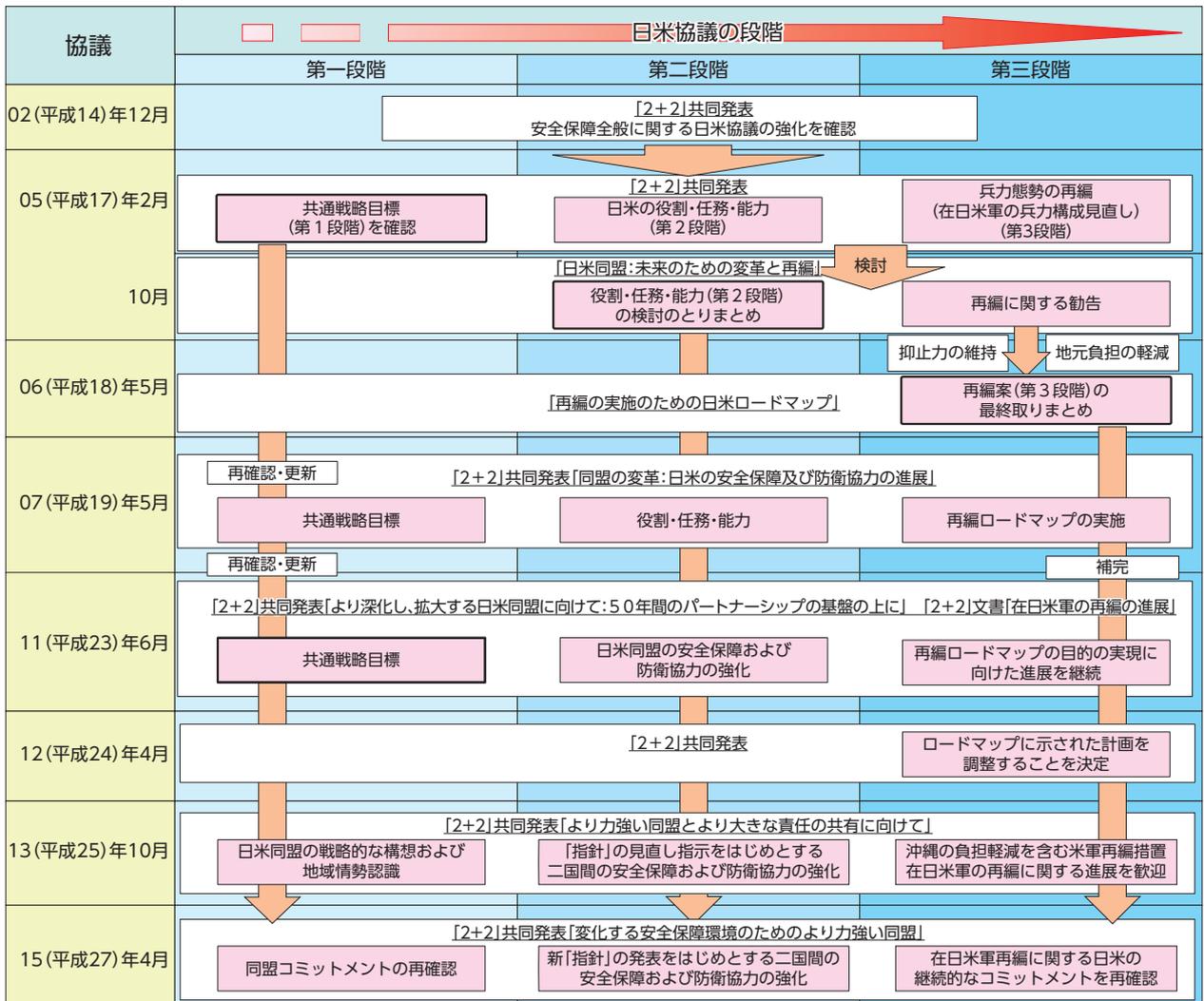
さらに、12（同24）年4月の「2+2」共同発表では、11（同23）年6月の「2+2」共同発表以降の在日米軍再編計画に関する重要な進展や、アジア太平洋地域の安全保障環境などにかんがみ、06（同18）年のロードマップで示された計画の調整を決定した。

**参照** II部3章4節2項1（「2+2」共同発表（12（平成24）年4月27日）における成果）、図表II-3-3-1（日米同盟にかかわる主な経緯）、図表II-3-3-2（日米協議の全体像）、資料20（日米安全保障協議委員会「2+2」共同発表（仮訳）（平成24年4月27日））

図表Ⅱ-3-3-1 日米同盟にかかわる主な経緯

1951(昭和26)年		旧「日米安全保障条約」承認
1952(昭和27)年	旧日米安保条約の時代	「同条約」発効
1958(昭和33)年		藤山・ダレス会談(日米安保条約改定同意)
1960(昭和35)年		「日米安全保障条約」承認・発効
1968(昭和43)年	安保改定と新日米安保条約	(小笠原諸島復帰)
1969(昭和44)年		佐藤・ニクソン会談(安保条約継続、沖縄施政権返還)
1972(昭和47)年		(沖縄復帰)
1976(昭和51)年	78指針の策定と 拡大する日米防衛協力	(日米防衛協力小委員会設置合意)
1978(昭和53)年		78「日米防衛協力のための指針」(78指針)策定
1991(平成 3)年		(旧ソ連の崩壊、冷戦の終結)
1996(平成 8)年	冷戦の終結と 97指針の策定	「日米安全保障共同宣言」(橋本・クリントン会談)
		「SACO最終報告」
1997(平成 9)年		97「日米防衛協力のための指針」(97指針)策定
2001(平成13)年	米国同時多発テロ 以降の日米関係	(米国同時多発テロ)
2003(平成15)年		「世界の中の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
2006(平成18)年		「再編の実施のための日米ロードマップ」策定
		「新世紀の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
2007(平成19)年		「世界とアジアのための日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
2010(平成22)年		「かけがえのない日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
2012(平成24)年		日米安全保障条約締結50周年
2013(平成25)年		「未来に向けた共通のビジョン」(野田・オバマ会談)
2014(平成26)年		97「日米防衛協力のための指針」(97指針)見直し合意
		「アジア太平洋およびこれを越えた地域の未来を形作る日本と米国」(安倍・オバマ会談)
2015(平成27)年	新たな安全保障環境と 新指針の策定	「日米共同ビジョン声明」(安倍・オバマ会談) 新「日米防衛協力のための指針」(新指針)策定

図表Ⅱ-3-3-2 日米協議の全体像



## 2 日米間の政策協議

### 1 「2+2」会合をはじめとする取組

日米両国は、首脳・閣僚レベルをはじめ様々なレベルで緊密に連携し、二国間のみならず、アジア太平洋地域をはじめとする国際社会全体の平和と安定および繁栄のために、多岐にわたる分野で協力関係を不断に強化・拡大させてきた。

日米間の安全保障に関する政策協議は、通常の外ルートによるもののほか、日米安全保障協議委員会（「2+2」会合）、日米安全保障高級事務レベル協議、防衛協力小委員会など、防衛・外務の関係者などにより、各種のレベルで緊密に行われている。中でも、防衛・外務の閣僚級協議の枠組みである日米安全保障協議委員会（「2+2」会合）は、政策協議の代表的なものであり、安全保障分野における日米協力にかかわる問題を検討するための重要な協議機関として機能している。

参照 図表Ⅱ-3-3-3（日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議の場）

また、防衛省としては、防衛大臣と米国防長官との間で日米防衛相会談を適宜行い、両国の防衛政策や防衛協力について協議している。また、防衛副大臣と米国防副長官との間や、防衛事務次

官、統幕長、防衛審議官、陸・海・空幕僚長をはじめとする実務レベルにおいても、米国防省などとの間で随時協議や必要な情報の交換などを行っている。近年では、14（平成26）年4月に統幕長と米統合参謀本部議長との間で戦略対話を初めて行うなど、日米防衛協力の進展にともない、こうした機会はより重要になっている。

このように、あらゆる機会とレベルを通じ情報や認識を日米間で共有することは、日米間の連携をより強化・緊密化するものであり、日米安保体制の信頼性の向上に資するものである。このため、防衛省としても主体的・積極的に取り組んでいる。

参照 資料21（日米協議（閣僚級）の実績（12（平成24）年以降））



デンブシー米統合参謀本部議長と会談する河野統幕僚長

図表Ⅱ-3-3-3 日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議の場

協議の場	出席対象者		目的	根拠など
	日本側	米側		
日米安全保障協議委員会 (SCC) Security Consultative Committee (「2+2」会合)	外務大臣 防衛大臣	国務長官 国防長官 (注1)	日米両政府間の理解の促進に役立ち、および安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討	日米安保条約第4条などを根拠とし、60（昭和35）年1月19日付内閣総理大臣と米国防務長官との往復書簡に基づき設置
日米安全保障高級事務レベル協議 (SSC) Security Subcommittee	参加者は一定していない (注2)	参加者は一定していない (注2)	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換	日米安保条約第4条など
防衛協力小委員会 (SDC) Subcommittee for Defense Cooperation (注3)	外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 および運用企画局長 統合幕僚監部の代表 (注4)	国務次官補 国防次官補 在日米大使館、 在日米軍、 統合参謀本部、 太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊と米軍の間の整合のとれた共同対処行動を確保するためにとるべき指針など、日米間の協力のあり方に関する研究協議	76（昭和51）年7月8日第16回日米安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。その後、96（平成8）年6月28日の日米次官級協議において改組
日米合同委員会	外務省北米局長 防衛省地方協力局長 など	在日米軍副司令官 在日米大使館 公使など	地位協定の実施に関して協議	地位協定第25条

(注1) 90（平成2）年12月26日以前は、駐日米大使・太平洋軍司令官

(注2) 両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。

(注3) 96（平成8）年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会合を設置した。

(注4) 97（平成9）年9月23日、防衛庁運用局長（当時）が加えられた。

## 2 「2+2」会合（15（平成27）年4月27日）

15（平成27）年4月27日、ニューヨークにおいて「2+2」会合を開催した。戦後70年という節目に行われた今回の会合は、安倍内閣総理大臣の米国への公式訪問、特に翌日（同年4月28日）の日米首脳会談につながるものであり、日米安全保障、そして防衛協力の長い歴史の中にあっても、新たな一章を刻むものであった。

今般の「2+2」共同発表における主な成果は、

- ①「新ガイドライン」を了承したことであり、これにより、日米両国の役割および任務についての一般的な大枠および政策的な方向性を更新するとともに、同盟を現代に適合したものとし、また、平時から緊急事態までのあらゆる段階における抑止力および対処力を強化することで、より力強い同盟とより大きな責任の共有のための戦略的な構想が明らかにされたこと
- ②様々な分野における同盟の抑止力および対処力を強化するための現在も見られる進捗について、満足の意をもって留意したこと
- ③日米同盟が地域の平和および安全の礎であり、また、より平和で安定した国際安全保障環境を推進するための基盤であることを認識し、人道支援・災害救援活動における協力など、地域的および国際的な協力について最近の進展を強調したこと
- ④在日米軍再編について、再編の過程を通じて訓練能力を含む運用能力を確保しつつ、在日米軍の再編にかかる既存の取決めを可能な限り速やかに実施することに対する日米両政府の継続的なコミットメントを再確認し、地元への米軍の影響を軽減しつつ、将来の課題および脅威に効果的に対処するための能力を強化することで、抑止力が強化される強固かつ柔軟な兵力態勢を維持することに対するコミットメントを強調したことである。「2+2」共同発表の概要については、次のとおりである。

### ア 概観

#### （ア）日米同盟・新ガイドライン

- 見直し後の新たな「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）の了承および発出を公表。

- 新ガイドラインは、日米両国の役割および任務を更新し、21世紀において新たに発生している安全保障上の課題に対処するための、よりバランスのとれた、より実効的な同盟を促進。

- 新ガイドラインならびに日米各国の安全保障および防衛政策によって強化された日米同盟が、アジア太平洋地域の平和および安全の礎として、また、より平和で安定した国際安全保障環境を推進するための基盤として役割を果たし続けることを確認。

#### （イ）米国のアジア太平洋地域重視の取組の継続

- 15（同27）年の米国国家安全保障戦略において明記されているとおり、米国はアジア太平洋地域へのリバランスを積極的に実施。
- 核および通常戦力を含むあらゆる種類の米国の軍事力による、日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントがこの取組の中心。
- この文脈において、地域の平和、安全および繁栄の推進における日米同盟の不可欠な役割を再確認。

#### （ウ）日本の安全保障政策

- わが国が国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の政策を継続する中、米国は、日本の最近の重要な成果を歓迎し、支持。
- これらの成果には、切れ目のない安全保障法制の整備のための14（同26）年7月1日の日本政府の閣議決定、国家安全保障会議の設置、防衛装備移転三原則、特定秘密保護法、サイバーセキュリティ基本法、新「宇宙基本計画」などが含まれる。

#### （エ）地域情勢認識

尖閣諸島が日本の施政の下にある領域であり、したがって日米安全保障条約第5条のもとでのコミットメントの範囲に含まれること、および同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを再確認。

### イ 新ガイドライン

- 防衛協力小委員会（SDC）が勧告した新ガイドラインを了承。これにより、13（同25）年10月に閣僚から示されたガイドラインの見直しの目的を達成。
- 新ガイドラインと切れ目のない安全保障法制

を整備するための日本の取組との整合性を確保することの重要性を認識し、当該法制が、新ガイドラインのもとでの二国間の取組をより実効的なものとするを認識。米国は、日本の「積極的平和主義」の政策および14(同26)年7月の閣議決定を反映する当該法制を整備するために現在行われている取組を歓迎し、支持。

- 新ガイドラインのもとでの共同の取組に着手するとの意図を確認。この文脈において、SCCは、SDCに対し、平時から利用可能な同盟調整メカニズムの設置および共同計画策定メカニズムの改良ならびにこれによる共同計画の策定の強化を含め、新ガイドラインを実施するよう指示。
- 新ガイドラインが展望する後方支援にかかる相互協力を実施するための物品役務相互提供協定を迅速に交渉するとの意図を表明。

### ウ 二国間の安全保障および防衛協力

- 様々な分野における同盟の抑止力および対処力を強化するための現在も見られる進捗について、満足の意をもって留意。
  - ・高度な米国の能力を日本に配備することの戦略的重要性を確認(米海軍P-8哨戒機、米空軍グローバル・ホーク無人機、改良された輸送揚陸艦グリーン・ベイおよび米海兵隊F-35Bなどの米国の計画を歓迎)。
  - ・核および通常戦力についての議論を通じたものを含め、日本に対する米国の防衛上のコミットメントの信頼性を強化する日米拡大抑止協議<sup>1</sup>を通じた取組を継続。
  - ・弾道ミサイル防衛(BMD)協力の維持(14(同26)年12月のTPY-2レーダーの経ヶ岬への配備、17(同29)年までに予定されている2隻のBMD駆逐艦の日本への追加配備)。
  - ・宇宙安全保障(包括的日米対話などを通じた協力や、防衛当局間で宇宙関連事項を議論するための新たな枠組みの設置など)。
  - ・サイバー空間にかかる諸課題に関する協力(日米サイバー対話および日米サイバー防衛政策ワーキンググループを通じた協力)。
  - ・情報収集、警戒監視および偵察(ISR)協力の

強化(米空軍グローバル・ホーク無人機のローテーション展開など)。

- ・防衛装備協力の強化(防衛装備移転三原則、F-35の整備拠点(リージョナル・デポ)、日米装備・技術定期協議(S&TF)など)。
- ・情報保全に関する日米協議を通じた継続的な進展(特定秘密保護法の施行、情報保全協力の強化)。
- 在日米軍駐留経費負担(将来の取決めに関する協議を開始する意図を表明)。
- 同盟管理プロセスの効率性・実効性を強化する適切な二国間協議の枠組みを可及的速やかに検討する意図を確認。

### エ 地域的および国際的な協力

- 日米同盟が地域の平和および安全の礎であり、また、より平和で安定した国際安全保障環境を推進するための基盤であることを認識し、次の分野における最近の進展を強調。
  - ・13(同25)年11月のフィリピンにおける台風への対処に示された、人道支援・災害救援活動における協力の強化。
  - ・海洋安全保障能力の構築のための取組によるものを含め、特に東南アジアでのパートナーに対する能力構築における継続的かつ緊密な連携。
  - ・特に韓国および豪州ならびに東南アジア諸国連合などの主要なパートナーとの三か国および多国間協力の拡大。北朝鮮による核およびミサイルの脅威に関する韓国との三者間情報共有取決めの枠組みを将来に向けた三か国協力の拡大のための基盤として活用。日米豪安全保障・防衛協力会合を通じ、東南アジアにおける能力構築のための活動ならびに安全保障および防衛にかかる事項について、豪州とのより緊密な協力を追求するとの意図を確認。

### オ 在日米軍再編

- 在日米軍再編にかかる日米の継続的なコミットメントを再確認。
  - ・沖縄県外への場所への移転を含む、航空機の訓練移転を継続。

<sup>1</sup> 拡大抑止協議は、日米安保・防衛協力の一環として、いかに日米同盟の抑止力を確保していくかについて率直な意見交換を行うものであり、米国から抑止力の提供を受けているわが国が米国の抑止政策について理解を深め、わが国の安全を確保するうえで必要な政策調整を行う場として機能している。

- ・普天間飛行場のキャンプ・シュワブ（辺野古）への移設。
- ・嘉手納以南の土地の返還（統合計画の16（同28）年春までの更新を確認。西普天間住宅地区の計画どおりの返還を強調。）。
- ・在沖米海兵隊のグアム移転（沖縄から日本国外の場所への米海兵隊員の要員の移転を着実に実施していることを確認。）。
- ・日米地位協定の環境補足協定について、可能な限り迅速に付随文書の交渉を継続。

参照 II部3章4節2項3（「2+2」共同発表（15（平成27）年4月27日における成果）、資料22（日米安全保障協議委員会「2+2」共同発表（仮訳）（平成27年4月27日））



日米安全保障協議委員会（「2+2」会合）

### 3 最近行われた日米会談

#### (1) 日米防衛相会談（15（平成27）年5月30日）

中谷防衛大臣（大臣）とカーター米国防長官（長官）は、第14回IISSシャングリラ会合の機会にシンガポールにおいて日米防衛相会談を実施した。

#### ア 総論、地域情勢

両閣僚は、アジア太平洋地域における安全保障環境について意見交換し、東シナ海、南シナ海などにおける力を背景とした現状変更の試みに反対することで一致した。また、アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増していることを踏まえ、日米韓、日米豪といった3か国間の防衛協力をさらに進展させていくことで一致した。さらに、アジア太平洋地域の平和と安定に寄与するとの観点から、能力構築支援などの東南アジア諸国との協

力を引き続き強化させていくことで一致した。

#### イ 新ガイドラインの実効性確保と平和安全法制

中谷大臣から、平和安全法制が先般閣議決定され、国会での審議が始まった旨説明した。両閣僚は、今般の法制が新ガイドラインの実効性の確保につながることを確認した。また、新しい同盟調整メカニズムの設置、共同計画の策定、物品役務相互提供協定の迅速な交渉といった、新ガイドラインの実効性確保のための取組を引き続きしっかりと進めていくことを確認した。

さらに、「サイバー防衛政策ワーキンググループ」におけるこれまでの検討の成果がとりまとめられたことを歓迎し、サイバー空間に関する日米協力を一層強化していくことで一致した。

#### ウ 米軍再編

中谷大臣から、一日も早い普天間飛行場の返還とキャンプ・シュワブへの移設に向けて引き続き全力で取り組んでいる旨説明するとともに、キャンプ・シュワブへの移設が普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である旨発言した。また、中谷大臣から、沖縄の負担軽減の重要性について説明したうえで協力を要請し、カーター長官から、沖縄の負担軽減について引き続き協力していく旨の発言があった。

#### エ オスプレイ

中谷大臣から、17（平成29）年からのCV-22オスプレイの日本への配備について、日米同盟の抑止力・対処力を向上させ、アジア太平洋地域の安定に資するものであるとして国民に説明をしているところであるが、ハワイで事故が発生<sup>2</sup>したこともあり、今回の事故にかかるものを含め、安全性の確保の観点から必要な情報提供を要請した。カーター長官からは、必要な情報提供を行っていく、既に配備されているMV-22を含め、オスプレイの安全な運用を改めて徹底する、との発言があった。

#### (2) 日米首脳会談（15（平成27）年4月28日）

安倍内閣総理大臣（総理）は、15（同27）年4月26日から5月2日まで日本の総理大臣として9年

2 15（平成27）年5月17日（現地時間）に米国ハワイ州で発生したMV-22オスプレイの着陸失敗に関し、同月末現在、米国政府からは、当該着陸失敗の調査を行っているところであるが、MV-22の設計に根本的欠陥があると疑う理由はなく、また、これまでMV-22の運用を、一般に停止させるべき理由は発見されていないと説明を受けている。



連邦議会上下両院合同会議で演説する安倍内閣総理大臣【内閣広報室】



ホワイトハウスでの歓迎式典【内閣広報室】

ぶりに米国を公式訪問した。今回の訪米においては、戦後70年の節目の年にあたって、戦後いかに日米同盟がアジア太平洋地域そして世界の平和と安定に貢献してきたかについて確認し、また、今後も、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値観の上に立って、両国が手を携えて地域そして世界への貢献を続けていくとの強い意思を発信することができた。特に、日本の総理大臣として史上初となった上下両院合同会議での安倍総理による演説は、こうした点を強調するものとなった。また、訪問を通じてオバマ米大統領（大統領）との首脳間の個人的関係が一層強化された。

訪問中に行われた日米首脳会談について、安全保障に関する概要は次のとおり。

## ア 冒頭発言

オバマ大統領より、日米間では安全保障関係をさらに活性化するための試みが行われており、日米両国がこの地域において様々な課題に取り組むうえで同盟の強化が重要である、様々な国際場裡やグローバルな課題への取組において、日本ほど心強いパートナーは存在しない、安倍総理の勇気と強さは、米国にとっても世界にとっても重要である旨述べた。

これに対し安倍総理より、今回の訪米は戦後70年の節目の年の訪米であり、歴史的意義を有する公式訪問の招請に感謝するとともに、日米同盟は格段に強化されてきており、本日の会談を通じて、自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値の上に立つ日米同盟が、アジア太平洋や世界の平和と繁栄に主導的な役割を果たしていくとの力強いメッセージを内外に向けて発信したいと述べた。

## イ 日米関係

### (ア) 安保・防衛協力

両首脳は、4月27日に行われた日米「2+2」の成功を評価し、そこで発表された新ガイドラインのもと、同盟の抑止力・対処力が一層強化されることを確認した。また、安倍総理より、安保法制整備につき、精力的に作業中であることを説明し、オバマ大統領は、わが国の取組を支持した。

### (イ) 米軍再編

安倍総理より、普天間飛行場の移設に関し、先般翁長沖縄県知事と初めて会談し、知事は辺野古移設に反対していた、しかし辺野古移設が唯一の解決策との政府の立場は揺るぎない、沖縄の理解を得るべく対話を継続する旨述べた。また、安倍総理より、そのためにも、県外のオスプレイ訓練増加、嘉手納以南の土地返還など、沖縄の負担軽減は政府の優先課題である、普天間飛行場の5年以内の運用停止については、日米「2+2」の場で岸田外務大臣からケリー国務長官に対して伝えた、環境補足協定も早期に署名したい、日米同盟への国民の支持を得るため協力頂きたい旨述べた。これに対しオバマ大統領より、沖縄の負担軽減に引き続き協力していく旨述べた。

さらに、安倍総理より、在沖縄海兵隊のグアム

移転は、グアムの戦略的拠点としての発展を促し、米国のリバランス政策にも資する、連携して着実に進めたい旨述べた。

## ウ 地域情勢

### (ア) アジア情勢

安倍総理より、先に行われた日中首脳会談を紹介した。両首脳は、日米が中核となり、法の支配に基づく自由で開かれたアジア太平洋地域を維持・発展させ、そこに中国を取り込むよう連携していくことで一致した。また、中国のいかなる一方的な現状変更の試みにも反対することを確認した。オバマ大統領からは、日米安保条約第5条が尖閣諸島を含む日本の施政下にある全ての領域に適用される旨改めて発言があった。

両首脳は、南シナ海の問題に関し、ASEANの一体的対応の支持など、日米で様々な取組を推進していくことを確認した。

安倍総理より、日韓関係改善に向けた日本の努力につき説明し、オバマ大統領は、そうした日本の努力を支持した。北朝鮮に関し、安倍総理より、日本は、核、ミサイル、拉致といった諸懸案の包括的解決を目指すとの方針で一貫していることを

説明した。両首脳は、北朝鮮の核・ミサイル問題への対応で日米韓の連携を改めて確認した。また、安倍総理から、拉致問題の早期解決に向けた決意を述べ、オバマ大統領からは、改めて理解と支持の表明があった。

### (イ) ウクライナ情勢

安倍総理より、ウクライナ現地情勢を注視し、G7の連帯を重視しつつ、問題の平和的・外交的解決に向け、ロシアへの働きかけを含め適切に対応する旨述べた。両首脳は、引き続きウクライナの改革努力を支援していくことで一致した。

### (ウ) イラン

安倍総理より、イランの核問題交渉における先般の合意を歓迎する、オバマ大統領の政策を完全に支持する旨述べた。また、安倍総理より、先に行われた日イラン首脳会談につき紹介し、引き続きイランに働きかけ、独自の役割を果たしていく旨説明した。

## エ グローバルな課題

両首脳は、同盟でのグローバルな協力の重要性が向上しているとの認識で一致するとともに、気候変動、感染症対策につき議論した。

## 3 同盟強化の主な取組

新ガイドラインでは、「日本の平和及び安全の切れ目のない確保」のため、情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動、防空およびミサイル防衛、海洋安全保障、共同訓練・演習などの措置をとることや、日本における大規模災害への対処において協力することなどが明示されている。また、「地域の及びグローバルな平和と安全のための協力」として、国際的な活動において協力することや三か国および多国間協力を推進・強化すること、新たな戦略的領域である宇宙およびサイバー空間に関して協力すること、日米協力の実効性をさらに向上させるための基盤として防衛装備・技術協力などの「日米共同の取組」を発展・強化することなどが明示されている。その項目の多くは、防衛大綱においても「日米同盟の抑止力及び対処力の強化」と「幅広い分野における協力の強化・拡大」として盛り込まれている。

参照 Ⅱ部3章2節2項 (新ガイドラインの内容)、資料18 (日米防衛協力のための指針 (平成27年4月27日))

### 1 日本の平和および安全の切れ目のない確保のための措置

#### (1) 情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動

共同の情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動については、日米両国の活動の効率および効果を高めるためには、広くアジア太平洋地域におけるISR活動を日米間で協力して実施していくことが重要であるとの観点から、日米の防衛当局間の課長級を代表者とするISR作業部会を13 (同25) 年2月に設立し、日米間での協力をさらに深めている。

このような共同のISR活動の拡大は、抑止の機能を果たすことになるとともに、他国に対する情報優越を確保し、平素から各種事態までのシームレスな協力態勢を構築することにつながる。

#### (2) ミサイル防衛

弾道ミサイルへの対応については、運用情報の

共有や対処要領の整備などにより日米共同対処能力を向上させてきており、09（同21）年4月、12（同24）年4月および12月の北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイルの発射の際にも日米で緊密な連携を行うとともに、装備面でも弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックII A）の日米共同開発を進めている。

### (3) 海洋安全保障

新ガイドラインにおいて、日米両政府は、平時から海洋監視情報の共有をさらに構築しおよび強化しつつ、適切な場合に、ISRおよび訓練・演習を通じた海洋における日米両国のプレゼンスの維持および強化などを行うなど、海洋安全保障について協力することとされている。海自と米海軍は、14（同26）年2月に日米共同で実施した対潜特別訓練をはじめとする各種共同訓練・演習などを通じ、西太平洋における日米のプレゼンスの維持・向上に適切に協力するなどしている。

### (4) 共同訓練・演習

平素から共同訓練を行うことは、戦術面などの相互理解や意思疎通、相互運用性を深め、日米共同対処能力の維持・向上に大きく資するのみならず、日米それぞれの戦術技量の向上を図るうえでも有益である。とりわけ、実戦経験豊富な米軍から習得できる知見や技術はきわめて貴重であり、自衛隊の能力向上に大きく資するものである。また、効果的な時期、場所、規模で共同訓練を実施することは、日米間での一致した意思や能力を示すことにもなり、抑止の機能を果たすことになる。

これらの観点を踏まえ、防衛省・自衛隊は、引き続き共同訓練の充実に努めているところである。

参照 資料24（主な日米共同訓練の実績（平成26年度））

共同訓練・演習については、国内のみならず、米国への部隊派遣などにより拡大してきているとともに、日米共同方面隊指揮所演習、対潜特別訓練、日米共同戦闘機戦闘訓練など軍種・部隊レベルにおいても、相互運用性および日米の共同対処能力の向上の努力を続けている。共同訓練・演習の拡大は、平素からの共同活動を増大し、部隊の即応性、運用能力および日米の相互運用性の向上をもたらす。

昭和60年度以降、日米共同統合演習として、おおむね毎年指揮所演習または実動演習を行っており、14（同26）年11月の実動演習は12回目であった。また、近年では、地方自治体が開催する防災訓練に在日米軍も参加し、関係機関や自治体との連携を深めている。

### (5) 後方支援

日米が協力する機会の増加にともない、96（同8）年に署名した日米物品役務相互提供協定<sup>3</sup>（ACSA）による後方支援でも、日米間の協力は着実に進展している。この協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とし、平時における共同訓練をはじめ、災害派遣活動、国際平和協力業務、国際緊急援助活動、周辺事態、武力攻撃事態といった様々な状況において、自衛隊と米軍との間で、その一方が物品や役務の提供を要請した場合には、他方は提供ができ



MV-22 オspreyによる傷病者後送訓練における陸自隊員と米軍人



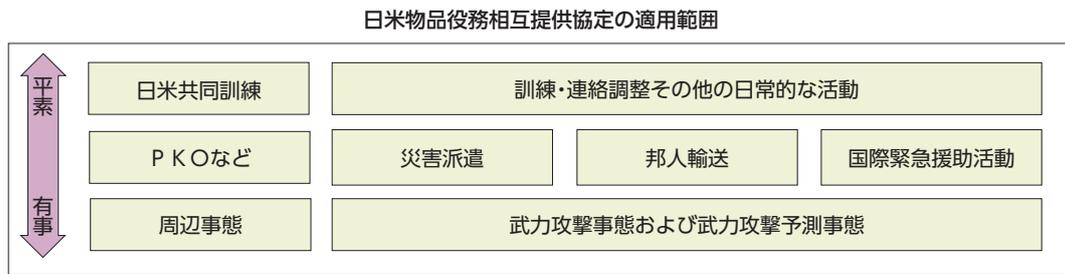
米海軍主催の多国間共同訓練（リムパック2014）における海自と米海軍の艦艇



日米共同訓練（レッド・フラッグ・アラスカ）における空自と米空軍の航空機

3 正式名称：日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

図表Ⅱ-3-3-4 日米物品役務相互提供協定 (ACSA)



ることを基本原則としている<sup>4</sup>。

また、15 (同27) 年4月の「2+2」共同発表においては、新ガイドラインが展望する後方支援にかかる相互協力を実施するための物品役務相互提供協定を迅速に交渉するとの意図が表明され、日米間で協議を進めている。

参照 図表Ⅱ-3-3-4 (日米物品役務相互提供協定 (ACSA))、Ⅱ部 3章3節2項2 (「2+2」会合 (15 (平成27) 年4月27日))

## (6) 共同使用

施設・区域の共同使用の拡大は、演習場、港湾、飛行場など自衛隊の拠点の増加を意味し、日米共同の訓練・演習の多様性・効率性を高め、ISR活動の範囲や活動量を増やすこととなる。特に沖縄における自衛隊施設は、那覇基地など限られており、その大半が都市部にあるため、運用面での制約がある。沖縄にある在日米軍施設・区域の共同使用は、沖縄に所在する自衛隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓練・演習の実施や自衛隊と米軍間の相互運用性を促進するものである。また、即応性をより向上させ、災害時における県民の安全の確保に資することが可能となる。このため、南西諸島を含む地域における自衛隊の防衛態勢や地元との関係に留意しつつ、日米間で精力的に協議を行っているほか、具体的な取組も進展している。たとえば、08 (同20) 年3月から陸自がキャンプ・ハンセンを訓練のために使用している。また、12 (同24) 年4月の空自航空総隊司令部の横田移転や13 (同25) 年3月の陸自中央即応集団司令部の座間移転なども行った。さらに、13 (同25) 年12月および14 (同26) 年6月

から7月には、海自が米海軍の協力を得てグアム方面において洋上訓練および施設利用訓練を実施したほか、グアムおよび北マリアナ諸島連邦 (テニアン島、パガン島) に自衛隊および米軍が共同使用する訓練場を整備することとしている。

## 2 日本における大規模災害への対処における協力

東日本大震災においては、自衛隊と米軍との間で培われた強い絆に基づく、高い共同対処能力が発揮された。米軍の「トモダチ作戦」による自衛隊との共同対処の成功は、長年にわたる日米共同訓練などの成果であり、今後のさらなる同盟の深化につながるものとなった。米軍は、最大時で人員約1万6,000人、艦船約15隻、航空機約140機を投入するなど、その支援活動はかつてない規模で行われ、わが国の復旧・復興に大きく貢献するとともに、被災者をはじめ多くの日本国民が在日米軍への信頼と感謝の念を深めた。

東日本大震災における日米共同対処が成功した



自衛隊と米軍が協力して災害救援活動を実施する様子

<sup>4</sup> 提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送 (空輸を含む。)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成部品、修理・整備および空港・港湾業務ならびに弾薬 (武力攻撃事態および武力攻撃予測事態の場合のみ。) である (武器の提供は含まれない。)

大きな要因としては、在日米軍の存在、平素からの日米協力、迅速かつ綿密な日米調整の実施などがある。加えて、平素からの政策協議や共同訓練のみならず、米軍が日本に駐留することにより日本の地理や文化などに精通していたこともあげられる。一方で、国内災害における日米の役割・任務・能力の明確化、防災訓練への米軍の一層の参加を通じた共同要領の具体化、情報共有と効果的な調整のためのメカニズムのあり方などの課題も明らかとなった。

また、13（同25）年12月に策定した南海トラフ巨大地震の対処計画などに日米共同対処要領が記載されるとともに、14（同26）年2月には高知県において、南海トラフ地震を想定した日米共同統合防災訓練を実施した。また、同年10月の和歌山県主催の津波災害対応実践訓練、および同年11月の東北方面隊が主催した震災対処訓練「みちのくALERT2014」にも在日米軍が訓練に参加するなど、災害対応における国内外での自衛隊と米軍との連携の一層の強化に努めている。

### 3 地域のおよびグローバルな平和と安全のための協力

#### (1) 国際的な活動における協力

旧テロ対策特措法に基づく活動、フィリピンやハイチにおける国際緊急援助活動および国際平和協力活動、ならびにアデン湾における海賊対処活動において、米国と緊密に協力して活動を行っている。また、13（同25）年11月に生じたフィリピンにおける台風被害に際しては、現地の多国間調整所において日米両国が連携して調整にあたるなど、緊密に連携して対処した。さらに、エボラ出血熱への対応に際しては、14（同26）年10月から米アフリカ軍司令部に連絡官を派遣し、米国をはじめとする関係国との調整・情報収集にあたるなど、緊密な連携に努めた。

海洋安全保障に関しては、日米両国は、ともに海洋国家として、航行の自由や安全の確保、国際法にのっとった紛争の平和的解決を含む法の支配といった基本ルールに基づく「開かれ安定した海洋」の維持・発展に努めており、同年10月から11月の間にペルシャ湾で実施した米国主催国際掃海

訓練や、同年8月の米国主催PSI海上阻止訓練、海賊対処におけるCTF151参加など、シーレーン沿岸国をはじめとした多国間の様々な海洋安全保障協力においても密接に連携して取り組んでいる。

**参照** Ⅲ部3章2節1項（海洋安全保障の確保）、Ⅲ部3章2節3項2（大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組）

#### (2) 三か国および多国間での訓練・演習

新ガイドラインでは、日米両国は、三か国および多国間の安全保障および防衛協力を推進しおよび強化することとされており、自衛隊は、日米二国間による訓練・演習にとどまらず、日米豪、日米印や日米韓などの三か国間訓練や多国間訓練にも参加している。

### 4 宇宙およびサイバー空間に関する協力

#### (1) 宇宙に関する協力

宇宙分野における協力としては、09（同21）年11月の日米首脳会談において、日米同盟深化の一環として、宇宙における安全保障協力の推進に一致したことを受け、10（同22）年9月に関係府省が参加して安全保障分野における第1回日米宇宙協議を実施するなど、今後の日米協力のあり方についての協議を定期的に行っている。

さらに、12（同24）年4月の日米首脳会談において、民生および安全保障上の宇宙に関するパートナーシップの深化ならびに宇宙に関する包括的対話の立ち上げに一致したことを受け、13（同25）年3月に幅広い関係府省が参加して第1回包括的日米対話を実施するなど、両国の宇宙政策に関する情報交換や今後の協力に関する議論を定期的に行っている。

また、15（同27）年4月8日の日米防衛相会談における指示に基づき、宇宙分野における日米防衛当局間の協力を一層促進する観点から、「宇宙協力ワーキンググループ（SCWG）」を設置した。今後は、本ワーキンググループを活用して、①宇宙に関する政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③専門家の育成・確保のための協力、④机上演習の実施など、幅広い分野での検討を一層推進していく。

## (2) サイバー空間に関する協力

サイバー分野における協力としては、13(同25)年10月、防衛当局間の枠組みとして「日米サイバー防衛政策ワーキンググループ」(CDPWG)を設置し、政策レベルを含む情報共有のあり方や人材育成、技術面における協力など、幅広い分野に関する専門的・具体的な検討を行っている。15(同27)年4月の新ガイドラインや同年5月のCDPWG共同声明<sup>5</sup>を踏まえ、検討を加速化していく。

## 5 協力の実効性をさらに向上させるための基盤としての日米共同の取組

### (1) 防衛装備・技術協力

わが国は、日米安保条約や「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づく相互協力の原則を踏まえ、技術基盤・生産基盤の維持に留意しつつ、米国との装備・技術面での協力を積極的に進めることとしている。

また、わが国は、日米の技術協力体制の進展と技術水準の向上といった状況を踏まえ、米国に対しては武器輸出三原則などによらず武器技術を供与することとし、83(昭和58)年、「対米武器技術供与取極」<sup>6</sup>を締結、06(平成18)年には、これに代わる「対米武器・武器技術供与取極」<sup>7</sup>を締結

した。こうした枠組みのもと、弾道ミサイル防衛共同技術研究に関連する武器技術など20件の武器・武器技術の対米供与を決定している。さらに、日米両国は、日米装備・技術定期協議(S&TF)などで協議を行い、合意された具体的なプロジェクトについて共同研究開発などを行っている。

参照 資料25(日米共同研究・開発プロジェクト)

普天間飛行場に配備されている米海兵隊オスプレイ(24機)と陸自に導入予定のオスプレイ<sup>8</sup>との共通整備基盤や空自が導入するF-35Aの域内整備拠点に関する取組については、Ⅲ部2章参照。

参照 Ⅲ部2章4節1(米国との防衛装備・技術協力関係の深化)

### (2) 教育・研究交流

新ガイドラインでは、安全保障および防衛に関する知的協力の重要性を認識し、関係機関の構成員の交流を深め、各々の研究・教育機関間の意思疎通を強化することとされており、防衛省・自衛隊は、安全保障・防衛当局者が知識を共有し協力を強化するため、留学生の受入や日米に留まらず米国を含む多国間による各種セミナーを実施するなど、教育・研究交流を行ってきた。

参照 資料55(留学生受入実績(平成26年度の新規受入人数))、資料56(防衛省主催による多国間安全保障対話)、資料57(その他の国家間安全保障対話など)

## 第4節 在日米軍の駐留

在日米軍の再編などは、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめとする地元の負担を軽減するためのきわめて重要な取組である。防衛省として

は、在日米軍施設・区域を抱える地元の理解と協力を得る努力を続けつつ、米軍再編事業などを進めていく方針である。

### 1 在日米軍の駐留

#### 1 在日米軍の駐留の意義

日米安保体制に基づく日米同盟が、わが国の防衛やアジア太平洋地域の平和と安定に寄与する抑止力として十分に機能するためには、在日米軍の

プレゼンスが確保されていることや、在日米軍が緊急事態に迅速かつ機動的に対応できる態勢が、平時からわが国とその周辺でとられていることなどが必要である。

このため、わが国は、日米安保条約に基づいて

5 サイバー脅威にかかる共通認識を踏まえ、重大なサイバー事案への対処における協力、役割・任務、情報共有、任務保証のためのサイバーセキュリティにかかわる重要インフラ防護に関する今後の日米サイバー防護協力について明確な方向性を示す文書。今後、CDPWGなどにおける議論でさらなる具体化を図っていく。  
6 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文  
7 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する交換公文  
8 陸自では、島嶼部に対する攻撃への対応を念頭に、輸送ヘリコプター(CH-47JA)の能力を補完・強化し得るティルト・ローター機(V-22オスプレイ)を17機導入することとしている。